

日建連発第 号
平成 24 年 1 月 〇 日

都道府県建築士会会長 様

(社)日本建築士会連合会
会長 藤本 昌也

地域型住宅の普及・拡大に向けた
国交省「地域型住宅ブランド化事業」の活用について (お願い)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の各種事業等にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、平成 24 年度住宅関連重点施策の一つとして「地域型住宅ブランド化事業」が提示されました。設計者、施工者等一定の要件を備えたグループの構成員が、地域材を活用しつつ、地域の気候・風土、景観等に適合した住宅（地域型住宅）を、「長期優良住宅」として、建設する場合に対する助成事業です。

地域型住宅の供給に関し、熟練大工の高齢化に伴い、その不足が懸念されていますが、一方では、木造住宅の実務に精通する設計者が少ないとの指摘もあります。

そこで、国交省の本助成事業を活用することで、地域型住宅供給の健全な担い手となる設計者・施工者の育成・確保を図るとともに、長期優良住宅の普及、地域産業の活性化、会員の業務拡大などに資することにしたいと考えます。

つきましては、下記をご参照の上、各建築士会での標記事業採択に向けた体制整備にご協力賜われますようお願い申し上げます。

記

1. 「地域型住宅ブランド化事業」(以下「ブランド化事業」)

平成 24 年度より、地域材などを活用し、地域の気候・風土、景観等に適合する住宅（地域型住宅）の供給促進を目的に、中小工務店等一定の要件を備えたグループが供給する「長期優良住宅」について、建築費の一部を助成する制度です。

1 戸当たり上限 100 万円が助成されます。地域材活用の場合には、更に、上限 20 万円が補助されます。

なお、大手住宅メーカーなどが供給する住宅には、平成 24 年度から「長期優良住宅」の助成制度は適用されません。

2. 「ブランド化事業」の流れ

本事業の助成を受けるためには、設計者、施工者などがグループを造り、そのグループが供給する住宅及びその供給システムに関する提案書（添付資料参照）を国交省に提出し、その提案書が国交省で評価、採択されることが条件です。

提案書が国交省で採択されますと、このグループ及びその住宅は、国交省の一定の評価を得たグループ、住宅となります。

また、提案書の採択後、グループの構成員が受注する住宅で、本事業による助成を受けたい住宅については、長期優良住宅認定に関する通常の申請を行います。その認定の後、建築確認を経て、着工した段階で、施工者が本事業の助成申請を行い、当該住宅の竣工後、所要の手続きにより、施工者に助成金が交付されます。

3. 提案募集時期について

平成24年度第1回募集時期は、本年3月末の予定（募集回数は年間2回程度）

4. 建築士会の取組み

(1) 当面の取組み－「ブランド化事業」の提案募集に向けた体制整備

- ① 設計者、施工者などのグループ造りの支援（関係者に対する呼掛けなど）
（地域特性に応じ、県内に複数のグループが設立される場合もあります。）
- ② グループの提案書作成の支援（地域型住宅の計画や生産ルールの共通化などに対する助言など）

(2) 「ブランド化事業」の提案書の国交省の採択後の取組み

- ① 長期優良住宅の認定・補助申請手続きなどに関連する業務に対する助言等
- ② 建築主からの地域型住宅に関する相談
- ③ グループ構成員が供給する住宅の設計・施工・維持管理に関わるトラブルの相談
（個別受注の供給責任は、受注者であるグループの構成員にある）

(3) 木造住宅の建築実務に精通する建築士の育成

建築士会「総合研修」講習会の開催などにより、継続的に人材を育成します。

なお、総合研修「戸建てコース」のテキストは、本年度、震災関連の最新情報も加え、その内容を抜本的に改訂。また、施工者向けのテキストを新たに編集し、別冊のテキストとして、発刊します。

(4) 連合会の支援

- ① グループ造りなど事業化支援経費の一部として、建築士会に対する30万円の助成
- ② 長期優良住宅の認定・補助申請手続きなどに関連する業務に対する助言等

(5) その他、長期優良住宅普及の問題点－手続きの煩雑さ、コストアップについて

長期優良住宅の手続きの煩雑さについて、制度に慣れるまで一定の習熟期間が必要です。本会などがその経験者を紹介するなど支援策を講じます。また、コストアップに関しましては、標準仕様化すること、国費助成（上限100万円）や減税（同50万円）などのメリットと顧客満足度の増大で対応が可能との意見もあります。

地域型住宅ブランド化事業

平成24年度予算案：90億円の内数

前提条件

関連地域産業の連携による住宅生産体制※

- 原木供給者
- 製材事業者
- 建材流通事業者
- プレカット工場
- 建築士事務所
- 中小工務店

地方自治体による協力

生産する住宅像の明確化

※ 地域材や住宅生産技術が共通である地域毎の協議会、NPO等のグループを想定

地域材を活用し、地域の気候・風土にあった「地域型住宅」の具体像、共通ルール

- 地域の気候・風土、街なみ景観等の特徴
- 地域材の特徴、地域材供給の現状
- 「地域型住宅」の具体像
- 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール
- 地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール
- 積算、資材調達、施工に関する共通ルール
- 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール

地域型住宅のブランド化に向けて

具体的取組、役割分担

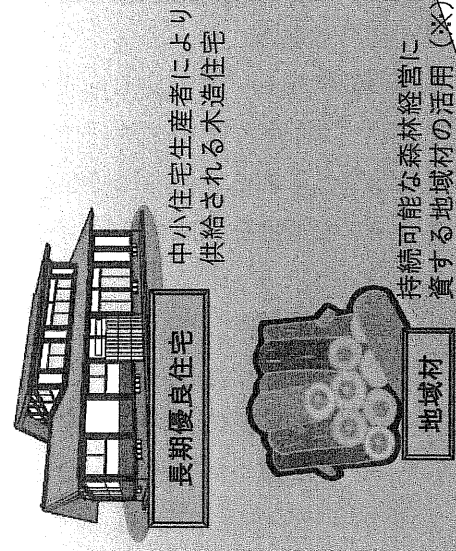
- 信頼性確保
- 維持管理
- 普及促進
- 技術継承
- 新技術導入
- 資源循環利用
- 災害時の応急仮設住宅供給体制

補助内容

1戸当たり建設費の1割以内かつ100万円を限度に補助

1戸当たり上記に加えて、20万円を限度に補助

(※)柱・梁・桁・土台の過半において、都道府県の認証制度などにより産地証明等がなされている木材を使用



- 当該事業に取り組みとするグループから、「『地域型住宅』生産の共通ルール」等に関する提案を募集し、学識経験者からなる評価委員会による評価結果を踏まえ、優れた提案について、これら提案内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が採択を行う。
- 採択されたグループ内の中小工務店が、上記の地域毎の住宅生産システムの共通ルールに基づいて木造の長期優良住宅の建設を行う場合に、当該建設にかかる費用の一部について補助を行う。

効果

地域の中小工務店による住宅に関する消費者の信頼性の向上。

地域の中小工務店による住宅の供給を通じた地域経済の活性化。

地域の住文化の継承及び街なみの維持・保全

木材自給率の向上による森林・林業の再生。